

基本問題小委員会報告（案）（第 4 章除く）

はじめに

- 文化審議会著作権分科会（以下、「分科会」）では、近年、「著作権法に関する今後の検討課題」（平成 17 年 1 月 24 日文化審議会著作権分科会決定）に掲げられた課題や、政府の知的財産戦略本部から提言された検討課題などについて検討を進めてきた。
- 平成 21 年 1 月に取りまとめられた分科会報告書では、一定の結論を得ることができた課題がある一方で、引き続き検討を要することとされた課題や関係者間の意見調整を要することとされた課題があるとの指摘がなされた。
このように、一定の結論を得ることができなかつた課題が残った背景には、種々の課題について検討を進めるに当たって、著作権制度の在り方をめぐる基本的な認識について、関係者間において見解の相違があったためと考えられる。
- 本小委員会では、デジタル化・ネットワーク化が急速に進展している今日、著作権を取り巻く環境の変化は激しいものがあるが、こうした状況だからこそ、残された課題について検討を行うに当たっては、著作権制度の今日的な意義といった点について根本的な検討を行うべきであるとの認識の下、以下のとおり、様々な論点について有識者からのヒアリング等を通じて、検討を行ってきた。
- 第 9 期の本小委員会では、以下のとおり検討等を行った。
 - ① 第 1 回から第 3 回においては、「主な論点に関する議論の状況」及び「今後の議論の進め方」について検討を行った。
 - ② 第 3 回においては、「著作権制度の沿革とデジタル・ネットワーク社会が著作権制度に与える影響」及び「文化政策と著作権」についてヒアリング等を行った。
 - ③ 第 4 回においては、「日本におけるデジタルコンテンツ流通の円滑化と集中処理について」及び「モバイルコンテンツビジネスの現状と歴史」についてヒアリング等を行った。
- 第 10 期の本小委員会では、以下のとおり検討等を行った。
 - ④ 第 1 回においては、「グーグルが提起した著作権問題」及び「著作権保護思想の退化」についてヒアリング等を行った。
 - ⑤ 第 2 回においては、「出版の現在」、「デジタルネットワーク時代の新しいサービスと課題」、「フジテレビのネット配信について」及び「(放送番組に係る)不正流通」についてヒアリング等を行った。
 - ⑥ 第 3 回から第 5 回においては、第 9 期及び第 10 期において行われた有識者からのヒアリング等を踏まえ、課題を整理した上で検討を行った。
- 今回、本小委員会としては、本報告書において、上記のとおり検討等を行ってきた結果について、以下のとおり示すこととした。

第1章 論点の整理と状況の確認

第1節 論点の整理

- 昨今のデジタル化・ネットワーク化の急速な進展に伴い、著作物の利用形態が大きな変化を見せている中、これまでも分科会においては著作権法上の検討課題について随時検討を行ってきており、また、必要に応じて適宜著作権法の改正が行われてきた。
- しかし、平成21年1月に取りまとめられた分科会報告書では、一定の結論を得ることができた課題がある一方で、引き続き検討を要することとされた課題や関係者間の意見調整を要することとされた課題があるとの指摘がなされた。このことから分かるように、今日、著作権制度の在り方をめぐる基本的な認識について、関係者間において見解に大きな隔たりが生じていると言える。
- 本小委員会では、こうした状況にあるからこそ、今後、著作権制度上残された具体的な検討課題を検討するに当たっては、以下の各点について改めて確認し、整理する必要があるのではないかと認識に立って検討を進めてきた。
具体的には、
 - ① デジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価について
 - ② 著作権制度の果たす役割について
 - ③ 今後の検討が必要な著作権関連施策に係る課題とそのとるべき方向性についての3つの論点に整理した上で、検討を進めていった。
- さらに、検討を進めるに当たっては、本小委員会での議論が、なるべく幅広い視野に立って、また、実態を踏まえたものとなるように、必要に応じて関連分野の有識者や、著作物等に関連する事業を行っている関係者からヒアリングを行うこととした。
- こうした方針の下、デジタル・ネットワーク社会における著作権保護の意義について検討する観点から、「文化政策としての著作権制度」や「デジタル・ネットワーク社会が著作権制度に与える影響」について、有識者からヒアリングを行った。
また、デジタル化・ネットワーク化の急速な進展に対し、常に正面から、また最前線で向き合うことが求められる著作物等の関連事業者が、果たしてどのような問題意識を持ち、実際にどのような取組を行っているのかを把握する観点から、出版業界の関係者や放送業界の関係者等からもヒアリングを行った。
- 以下では、これら有識者や業界関係者から行われたヒアリングにおいて指摘された内容を、「デジタル・ネットワーク社会の進展と著作権制度の関係」と、「事業者の取組」とに分けてまとめることとする。なお、ヒアリングの際の業界関係者やヒアリングの際に提出された資料等については、巻末の参考資料を参照されたい。

第2節 デジタル・ネットワーク社会の進展と著作権制度の関係について

1 文化政策としての著作権制度

- 第9期第3回の本小委員会では、「デジタル・ネットワークの進展と著作権制度の関係」についての検討に先立ち、「文化政策としての著作権制度」に係る視点から意見が示された。
- ヒアリングでは、旧文部省設置法や文化芸術振興基本法にもあるように、著作権制度は文化政策の一端をになうものとして位置づけられていることや、著作権法第1条において、同法の目的が「文化の発展に寄与すること」と定められていることから、著作権制度が文化政策の重要な1つの領域として位置付けられているとの考えが示された。
- また、「文化芸術活動」は、自主性や創造性が尊重され、活動の自由が保障される自由権的側面が強く、その性格としては「私事性」が基本となっている反面、給付を請求するという社会権的側面が弱いこと。一方で、「文化芸術」は、文化芸術振興基本法等にもあるように、「国際化が進展する中であって、自己認識の基点」となるものであると同時に、「心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を有する」ものであり、その性格を「公共性」という点に求めることができることを指摘した上で、「文化芸術活動」の「私事性」の側面からは、創作活動の成果物が創作者本人に帰属するべきであるとする著作権制度の「許諾制」が正当化できること、また、「文化芸術」の「公共性」の側面からは、成果物に対する創作者の権利制限が正当化できるとの考えが示された。

2 著作権制度の沿革とデジタル・ネットワーク社会が著作権制度に与える影響

- 同じ第9期第3回の本小委員会では、併せて、デジタル・ネットワーク社会が著作権制度にどのような影響を与えているのかについてもヒアリングを行った。
ヒアリングではまず、「著作権制度の軸足」についての言及があった。
具体的には、「著作権者対利用者」という対立の構図は、①著作権「譲渡」の場面では著作権者と利用者は同一人となり得、著作権の保護強化が利用者の保護強化につながると言える反面、著作権の保護強化と著作者のかかわりが希薄になるという問題、また譲渡段階における未知の利用から生ずる利益をどのように著作者に分配するかという問題が生ずるといった指摘があった。
- また、②「利用許諾」の場面では、利用の態様を著作者、利用者ともに認識し、それについて対価を支払うことになることから、「著作権者対利用者」という構図は残るものの、極めて柔軟な制度であり、我が国でも「譲渡」に比べて「利用許諾」が活用される傾向にあることや、一方で、③教育目的といった観点からの「権利制限」による利用の確保の場面では、「著作権者対利用者」の構図が存在するといった点が指摘された。
- こうした指摘の下、日本が今後国内法制について考えていくに当たっては、「著作者」を原点とする大陸法系の発想に立つのか、それとも財産権である著作権の保有者たる「著

作権者」を原点とする英米法系の発想に立つのかを確認していく必要があるのではないかと
との考えが示された。

- また、デジタル化・ネットワーク化が進展するに伴い、①記録媒体・送信媒化の多様化・大容量化が進み、恒常的にソフト不足という状況が生じること、②利用が拡散し、素人と素人の混在が進むこと、一方で、③技術的保護手段と権利管理情報の活用により、利用許諾の電子化が進めば、デジタル技術が権利者と利用者を結び付ける役割を担うようになること、といった点が指摘された。
- そのほかにも、現行著作権法の問題として、①条文の平易化、簡素化が必要であること、②著作権の内容を限定列挙とするのか例示列挙とするのかを検討する必要があること、③技術や機器の汎用化が進むことを押さえた上での規定の見直しが必要であることといった指摘がなされた。

3 著作権保護思想の退化

- 第10期第1回の本小委員会では、デジタル・ネットワーク社会においては、「著作権保護思想の退化」という状況が見られるとの意見が示された。
まず、著作物は価値を持つのであって、「著作物を作る、利用する、対価を得る、そしてまた著作物を作る」というサイクルが原理原則であり、著作物の利用許諾により対価を得るか否か、すなわち、有償か無償かを決めるのは本来権利者が決定すべき事柄であるはずなのに、デジタル化・ネットワーク化が進展するに伴い、著作権者の許諾なしに利用しようということばかりが主張されており、著作権に対する保護思想が退化しているのではないかと危惧が示された。
- また、私的複製についても、いわゆる「ダビング10」について触れつつ、なぜ10回までなら自由に複製が可能なのか、個人使用のための私的複製によりコンテンツが永久に保存されることについてどう考えていくべきなのかとの視座から、私的複製を補償金でカバーする制度を見直す必要性があるのではないかと指摘がなされた。
- そのほかにも、今日では、個別にどの著作物をどの程度複製できるかといったことを把握することが可能になっているのであるから、利用に対しては対価を支払うべきという原理原則をしっかりと貫いた上で議論していくべきであるとされた。

4 グーグルが提起した著作権問題

- 第10期第1回の本小委員会ではまた、「グーグルが提起した著作権問題」と題し、アメリカでの事例等の紹介が行われた。ヒアリングでは、様々な事例が紹介されたが、その幾つかを簡単にまとめると以下のとおりである。
- まず、ユーチューブの登場に伴い、Tolerated Use、すなわちアメリカ著作権法上のフ

フェアユースにも該当しない違法使用であるが、著作権者側がパブリシティ効果を狙ってビジネス上の判断から侵害使用を黙認するケースがあること。そして、こうしたケースの背景には、デジタル・ミレニアム著作権法第512条に規定するセーフハーバー条項、すなわちプロバイダーは要請を受ければ違法コンテンツを機械的に削除すれば免責されるという仕組みがあることについての指摘がなされた。

- また、iPod やユーチューブの成功は、技術イノベーションによるものではなく、ビジネスモデルとDMCAの制度イノベーションがもたらしたものであり、新しい時代の著作権制度は、産業著作権と国益の視点でいかにして制度イノベーションを実現するかが問われるとした、角川歴彦氏の指摘を紹介しつつ、コンテンツ流通を促進していく必要性について指摘がなされた。
- さらに、グーグル・ブックスとの関連で、「オプト・アウト」方式による現行の著作権制度の組み換えについて紹介され、コンテンツ産業の活性化といった観点からも、日本の「オプト・イン」方式による契約の在り方について見直しの必要性があるのではないかの考えが示された。
そのほかにも、情報を他国のネットワークに頼ることの危険性といったクラウド時代の情報の安全保障に係る指摘もなされた。
- 以上を踏まえ、①法制問題小委員会で議論を予定している日本版フェアユースの具体的な制度設計にあたっては国家戦略の視点に立った議論をすべきである、②DMCA式プロバイダーの著作権侵害責任制限条項の導入について検討すべきであるとの指摘がなされた。

第3節 著作物等の関連事業を行っている事業者の取組

1 日本におけるデジタルコンテンツ流通の円滑化と集中処理について

- 第9期第4回の本小委員会では、音楽配信と電子出版事業を取り上げ、日本におけるデジタルコンテンツ流通業者が抱える課題とその解決に向けた取組が紹介された。
まず、課題としては、コンテンツのネット流通の特徴として、大量のコンテンツの品揃えのもと、多数のコンテンツホルダーと多数の配信事業者との取引が必要であり、大量のコンテンツについてn対nの契約・取引が発生していることから、権利処理に係るコストが膨大なものとなり、かつ、コンテンツの流通が複雑・非効率になっているという課題があるとの指摘がなされた。
- こうした課題に対し、音楽配信については、配信事業者と管理事業者によって重複して行われている権利処理の一元化を図るため、両者の間に集中処理機構を作ることによってn対nをn対1の関係にする取組が進められ、両者の共同設立によるCDCによって実現した権利処理情報の一元的管理システムの構築・運用の状況が紹介された。

- また、電子出版についても同様に、コンテンツ流通の合理化を図るため、出版者と配信事業者が共同してコンテンツストレージを構築し、両者に対する「取次サービス」の提供を行うことにより、n対1の関係を構築しているといった取組が紹介された。ただし、電子出版の場合には物流の合理化にとどまっており、権利処理については、n対nの関係の下、出版者が作家に対して対価を分配するという仕組みが維持されている。

2 モバイルコンテンツビジネスの現状と歴史

- 同じ第9期第4回の本小委員会においては、モバイルコンテンツビジネスの現状等について紹介され、音楽や電子書籍をはじめとしたモバイルコンテンツの流通が日本において促進されてきた背景には、通信速度の速い第3世代の携帯電話の利用者が非常に多くいるという点が挙げられるといったことや、2008年のモバイルコンテンツ市場とモバイルコマース市場の総額が約1兆3千5百億円に上っており、前年度比117%と世界同時不況の中、コンテンツ産業の中で唯一伸びているといった現状が紹介された。
- また、ICTの進展による著作権管理の変化についても指摘がなされた。すなわち、従来、①「利用」の管理が不可能なため、②「複製」の管理によって著作権を保護する必要があったが、③この「複製」の管理には巨大な資本による設備を必要としていたところ、ICTの進展により、①デジタル技術の進展で誰でも「複製」が容易になったこと、②個人認証技術やログ解析等による「利用」履歴の把握が可能になったこと、③DRM（デジタル著作権管理）技術によって「複製」と「利用」の管理が可能になったことから、「複製」よりも「利用」に軸足を置いた発想、制度転換が必要ではないかとの考えが示された。

3 出版の現在

- 第10期第2回の本小委員会においては、デジタル化・ネットワーク化の進展という大きな流れに直面している、業界の現状や抱えている課題についてのヒアリングを行った。まず、出版業界の現状として、1996年をピークに、2009年には約2兆6千億円から27%の減少を招いていること、多くの出版社が100名以下の組織であること、ライツビジネスも広がりを見せているものの、クールジャパンと呼ばれるコンテンツに集中しており、こうしたコンテンツを扱う出版社は2,30社程度にとどまるため、全体に対する寄与度は低いことなどが紹介された。
- そのほかにも、出版社の役割は「企画立案から入稿まで」「印刷から頒布まで」「刊行以後」のそれぞれの段階において多岐にわたっており、またその機能も「才能の発見」から「法令確認」や「紛争解決」、「権利処理」や苦情対応等の「対外窓口」に至るまで多岐にわたっていることが紹介された。
- また、今日のデジタル化・ネットワーク化の進展の中では、いわゆる電子書籍の今後の行方が重要になってくるが、この点、日本の出版社がデジタル化・ネットワーク化に対応

するためには、出版者に著作隣接権を認める必要があるのではないかとの考えが示された。

- 具体的には、現行の著作権法において出版権の規定はあるものの、印刷に類する方法に限られており、デジタルに対応していないばかりか、出版者の出版行為というものが非常に重要であることにかんがみれば、設定権ではなく、独立した隣接権を出版者に付与すべきであること、また、仮に出版者に著作隣接権を認めたとしても、著作権者の権利を減じることは無く、違法な著作物利用に対して出版者として独自に対応をとることができるといった利点があるとの考えが示された。

4 「デジタル・ネットワーク時代の新しいサービスと課題」等

- 次に、同じ第10期第2回の本小委員会において、放送事業者からのヒアリングを行った。

ヒアリングでは、過去の放送番組のインターネット配信の取組について紹介が行われるとともに、こうした取組を展開するに当たっての課題についての指摘があった。すなわち、過去の放送番組をインターネット配信するに当たっては、権利情報の確認から始まって、大量の権利処理が必要となり、権利処理コストが非常にかかることや、権利者団体や著作権管理団体といった事業者間との調整が必要であること、また放送番組のアーカイブの学術利用のように公共目的であったとしても、現行の著作権法では対応できない部分もあるといった指摘がなされた。これに対しては、権利処理のコストの低下という観点からは、業界全体で権利処理のルール作りを進めていく必要があるほか、権利情報のデータベース化の一層の促進、集中管理の一層の推進といったことが必要であるとの指摘がなされた。

- また、当事者間による取組のみならず、「より使いやすい」「より分かりやすい」著作権制度とするため、例えば、放送と通信の融合への対応や、アーカイブの学術利用といった公共的サービスへの対応、権利者不明の場合の裁定制度をより使いやすくするといった著作権法の見直しも必要ではないかとの指摘もあった。さらには、こうした課題解決に向けては、国際的な調和を図りつつ進めていくべきとの考えが示された。

- このほか、放送番組の違法動画の流通の現状についても言及され、「動画投稿サイト」や「リーチサイト」、P2Pによる「リアルタイム再送信」や「ファイル共有サービス」といった実態について紹介がなされるとともに、こうした悪質なケースにおける業者は削除要請したところで、削除に応じないなどの対応をとることから、法的な対応、法的なエンフォースメントによる対応が必要である旨の考えが示された。

第2章 デジタル・ネットワーク社会に対する認識、評価について

- 本小委員会では、第1章において見てきたように、論点を3つに整理した上で検討を行うこととし、そのために必要なヒアリングを行ってきたところであるが、デジタル・ネットワーク社会における著作権制度の役割について検討を進めるに当たって、そもそもデジタル・ネットワーク社会について、著作権制度との関係性においてどのように認識、評価すべきなのかという観点から検討を進めることとした。
- 言うまでもなく、近年のデジタル・ネットワーク技術の発展は飛躍的なものがある¹。具体的には、例えば、平成20年度におけるインターネットを通じた情報流通量については、平成13年度の50倍以上という状況にあり、今後もさらに情報通信の「ハイスピード化」やデバイスの「高画質化」など、コンテンツを取り巻く情報環境は猛烈な勢いで発展していくことが予想される。
- このようなデジタル・ネットワーク技術の進展がもたらすデジタル・ネットワーク社会とはどのような社会なのであろうか。それは、一言でいえば、「世界中の情報が、いつでも、どこでも、誰でも入手できるとともに、誰もが、いつでも、どこでも世界中に対して情報を発信できる社会」と表現することが可能であろう。そして、こうした社会の実現は、人類史を二分できるほどの大きなインパクトを与えるものである。
このような社会の大変革は、メリット、デメリットの二分論で簡単に評価されるべきものではないが、一方で、デジタル・ネットワーク社会が著作権制度に対して現に与えている影響については、本小委員会からも多くの指摘がなされた。
- 何よりもまず多くの指摘がなされたのは、コンテンツの違法利用の増大に対する指摘である。先にも言い表したように、デジタル・ネットワーク社会の特徴の一つとして「世界中の情報が、いつでも、どこでも、誰でも入手できる」という特徴が挙げられる。この特徴は、換言すれば情報が、非常に簡単に、無料で手に入れることができるという環境になったことを意味し、実際にも、電子掲示板やファイル交換ソフトを悪用して違法に配信されたコンテンツがネットワーク上に大量に溢れるという深刻な事態を招いている²。
- 当然のことながら、「コンテンツ、著作物を作り、それが利用され、そこから対価を得て、また作る」というサイクルは著作権制度の原理原則ともいえるものであり、違法コンテンツがネット上に溢れ、著作物の違法利用がまかり通るなどということは決して許され

¹ 平成20年度におけるインターネットによる流通情報量については、年間 4.61×10^{21} (ビット) であり、平成13年度の51.25倍の水準である。(出典：情報通信政策研究所調査研究部「我が国の情報流通量の計量と情報通信市場動向の分析に関する調査研究結果(平成20年度)ー情報流通インデックスの計量ー」)

² 平成21年9月に行われたクローリング調査によると、1日で600万件程度のファイルがWinnyネットワーク上に流通しており、その内の約98%が違法流通であると推定されるとの結果であった。(出典：社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、社団法人日本レコード協会、日本国際映画著作権協会「ファイル共有ソフトの利用に関する調査 ～クローリング調査～」2009年12月)

てはならないことである。このような状態を放置することは、「著作権保護思想の退化」につながり、ひいては、コンテンツを創造するインセンティブが喪失され、利用すべきコンテンツが枯渇し、文化の衰退へとつながるおそれがあるとさえ言えよう。

- もっとも、こうした指摘は、デジタル・ネットワーク社会そのものを否定的に評価する立場に立ってなされるものではないことを明確にする必要がある。デジタル・ネットワーク技術の進展により著作物の流通手段にインターネットが加わったことは、知的創作活動の成果物を多くの人々が享受することを可能とし、生活を豊かにすることを意味するものである。また、著作者にとっても、公表の場の拡大や創作に係るコストの大幅な削減、需給調整の容易化といった多くの恩恵をもたらすものである。さらには、プロ以外の創作者も容易に創作活動ができるようになり、その成果を発信できるようになったことは、変化に富んだ著作物が大量に利用可能となるといったメリットをもたらすものである。
- とすれば、デジタル・ネットワーク社会に対する評価は、許諾権である著作権を創作者に付与することによって創作活動に対する対価の回収の機会と手段を与えるとする著作権制度の基本的な考え方と、デジタル・ネットワーク技術の飛躍的な進展が情報の流通と利用を飛躍的に容易にしたことに伴い、如何にコストをかけずに（極端な場合にはフリーで）コンテンツを利用するかという考え方との対立の構図で捉えられ、その構図の中でのみ議論が行われがちである。
- コンテンツの違法複製や違法流通は決して許されるものではなく、また、創作活動の成果に対して対価を支払わなくともよいという考えが通用しないことは論ずるまでもないが、著作権制度の基本的な考え方を前提に、優れた創作者によって不断に新しい創造が生まれ出されていくことと、これをデジタル・ネットワーク技術によって世界中に広く流通させ、利用させるという2本の柱はともにこれからの文化の発展のために必須のものである。
- バブル崩壊後、精神的な豊かさを求める時代が到来し、創作活動によって生まれ出されたコンテンツの果たす役割がますます大きくなってきている今日だからこそ、本小委員会としては、デジタル・ネットワーク社会がもたらす変化、変容といったものを客観的に把握、認識し、その上で著作権制度が果たす今日的意義や、これから検討していくべき課題といったものについて取り上げるべきであろう。
- 以上を踏まえ、デジタル・ネットワーク技術の進展がもたらす変容について整理すると、以下のような点が指摘できると考える。
 - 第一に、先にも述べたように、違法複製・違法流通の増大である。
 - 第二に、記録媒体の大容量化等に伴い、恒常的にソフト、コンテンツが不足している状態が生じている点と機器の汎用化が進んでいる点である。
 - 第三に、アマチュアによる創作と流通が可能に、容易になったことに伴う、プロとアマの混在化が進んでいる点である。このことは、従来、専ら情報の受け手であった消費者が、著作権をめぐる権利関係の主体として、著作権法に日々深くかかわることとなったともいえる。

第四に、電子化による正確で迅速な著作権処理の可能化である。

第五に、クリエイターとユーザーが直接つながることにより、出版者やレコード会社等の仲介者を中心とするビジネスモデルの在り方に変容が生じている点である。

- 本小委員会においては、上記のような指摘が主になされたところであり、こうした認識の下、著作権制度の今日的意義や今後検討すべき課題について検討を進めた。

第3章 著作権制度の果たす役割

- 第2章においては、著作権制度との関連で、デジタル・ネットワーク社会についてどのように認識、評価すべきなのかという点について、本小委員会としての考え方を示したところである。

第2章においても指摘したように、デジタル・ネットワーク技術の進展に伴い、「世界中の情報が、いつでも、どこでも、誰でも入手できるとともに、誰もが、いつでも、どこでも世界中に対して情報を発信できる社会」が実現され、著作権制度をめぐる環境が大きく変容しているのは事実である。
- しかし、精神的な豊かさを求める時代の到来とともに、技術的な発展は記録媒体の大容量化等に伴う恒常的なコンテンツ不足の状態をもたらしていることを踏まえれば、デジタル・ネットワーク社会においても、引き続き、コンテンツの創造、保護、活用の基盤となる著作権制度の役割が変わることはないどころか、むしろ、ますますその重要性が増していると考えべきである。
- また、昨今の知的コンテンツに対する需要が高まってきている状況に対して、当該コンテンツの利活用を推進するためのシステムは、需要の増大に対応していないとの指摘がある。この解決のためには、著作権制度が自由な表現や流通の障害になっているという認識を持たれることのないような、利用者の利便性を図るシステムであることが必要である。
- いみじくも著作権法の目的について規定している著作権法第1条は、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と規定しているのであって、著作権制度の究極の目的は文化の発展に寄与することである。
- 情報通信技術の発展により、流通できる情報量が飛躍的に増大していることは事実だが、仮にそうした情報通信技術の流通経路を「パイプ」に例えるならば、大容量で高品質な「パイプ」がいくら出来たところで、そこに流れるコンテンツが魅力的なものでなければならぬのは自明のことである。

そして、著作権制度は、著作物の利用の対価を創作者に還元するための制度であり、こうした著作者への還元が新しい、良質なコンテンツの創作につながるのであって、引いては文化の発展につながるのである。
- また、デジタル・ネットワーク社会はいわゆる「プロとアマの混在化」現象をもたらしていると言われる。確かに、プロのみならずアマチュアが創作したコンテンツが広くインターネットを通じて発信されている現実がある。しかし、このようにアマチュアによる著作物の創作と流通が可能になったことをもって著作権制度の基本的な考え方を変える必要は無いものとする。

- 著作権法第2条第1項第1号で規定されている著作物の定義³における「創作的に」の意味については、よく言われるように、高い芸術性が求められるものではなく、全くの素人や幼児が創作した絵や文章も、そこに作者の知的成果が認められれば良いとされる。
換言すれば、そもそも著作権制度そのものがプロとアマチュアとを分けて観念するものではなく、むしろ万人に開かれた制度であると言えるのであって、創作活動により著作物を生み出した全ての作者に対して、著作権による保護を認めているのである。
従って、プロとアマが混在化することや、プロとアマの境界が曖昧になるからといって、作者を著作権によって保護するという重要性は変わらないのであって、アマチュアの創作した著作物もこれまでどおりの論理によって保護すれば足りると考える。
- ただし、一方で、デジタル・ネットワーク技術の発達は、アマチュアによる原著作物の改変を技術的に容易にし、既存の音楽やヴィジュアル・アートの改変を通じて独自の世界観を構築し、世の中に対して発信することを可能としており、このような二次的著作物についてどのように考えるかについては、今後の検討課題と言えよう⁴。
- このように、本小委員会としては、デジタル・ネットワーク社会においても著作権制度が果たすべき役割は何ら変わるものではないとの認識に立つものであるが、一方で、こうした認識を前提としつつも、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴って、必要な制度の見直しを行っていく必要があるとの考えも示された。
- 今後、著作権制度において見直しを検討すべき個別具体の課題については、次の第4章において記述することとするが、本小委員会においては、現行の著作権制度が前提としているコンテンツビジネスの構造が大きく変容していること、今後も技術が急速に進歩する可能性があることなど、現行著作権法の制定当時とは大きく環境が異なっていることを理由に、根底から著作権制度を再構築し、文化、生活、関連産業の変化を的確に踏まえた、文化振興を促す仕組みづくりを検討すべきとの指摘があった。
また、現行の著作権法の規定は大変わかりづらく、広く著作権制度についての考え方を普及していくためにも、著作権法の全面的な見直しによって分かりやすい規定とするべきとの指摘もあった。

³ 著作権法第2条第1項第1号では、著作物について「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義している。

⁴ この点については、現在、法制問題小委員会の下に設置されている契約・利用ワーキングチームにおいて、ネット上で複数者により創作されるコンテンツに関して、主に権利処理ルールの明確化という観点から立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性が検討されている。